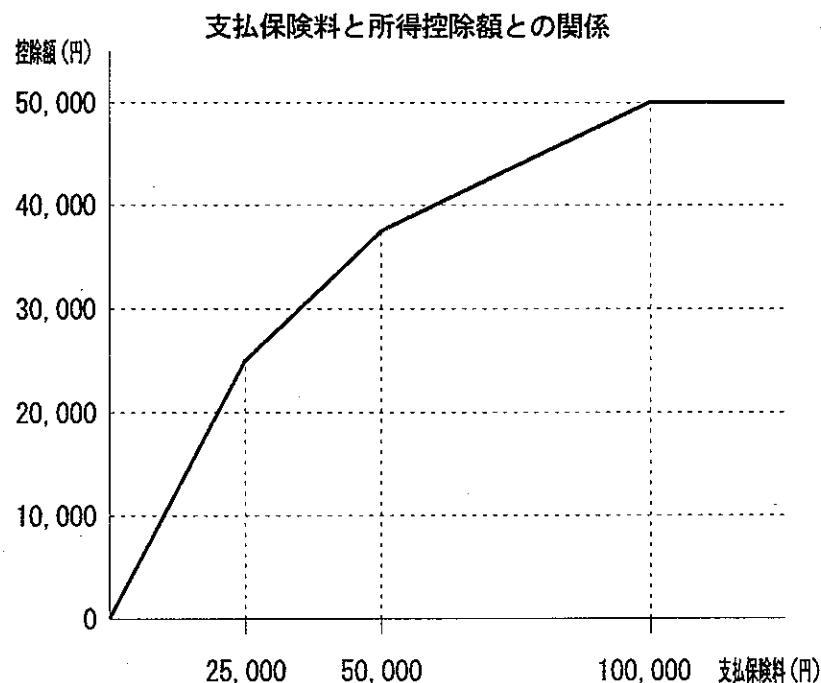


生命保険料控除

1 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高50,000円が「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高50,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



(注) 住民税については、それぞれ最高35,000円まで所得控除できる。

2 生命保険料控除の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	控除適用者数	適用割合
民間 給与 と 所得 者		万人	万人	%
	平成元年	3,197	2,611	81.6
	2	3,295	2,727	82.7
	3	3,422	2,875	84.0
	4	3,481	2,944	84.6
	5	3,593	3,015	83.9
	6	3,650	3,036	83.2
	7	3,606	3,063	84.9
	8	3,688	3,128	84.8
	9	3,701	3,087	83.4
	10	3,265	2,698	82.6
申告 納 税 者		万人	万人	%
	平成元年	797	678	85.1
	2	855	731	85.5
	3	856	736	86.0
	4	858	743	86.6
	5	843	731	86.7
	6	822	713	86.7
	7	802	694	86.6
	8	824	710	86.1
	9	827	708	85.6
	10	622	537	86.3

(備考)

1 「民間給与の実態」「申告所得税の実態」(国税庁)による。

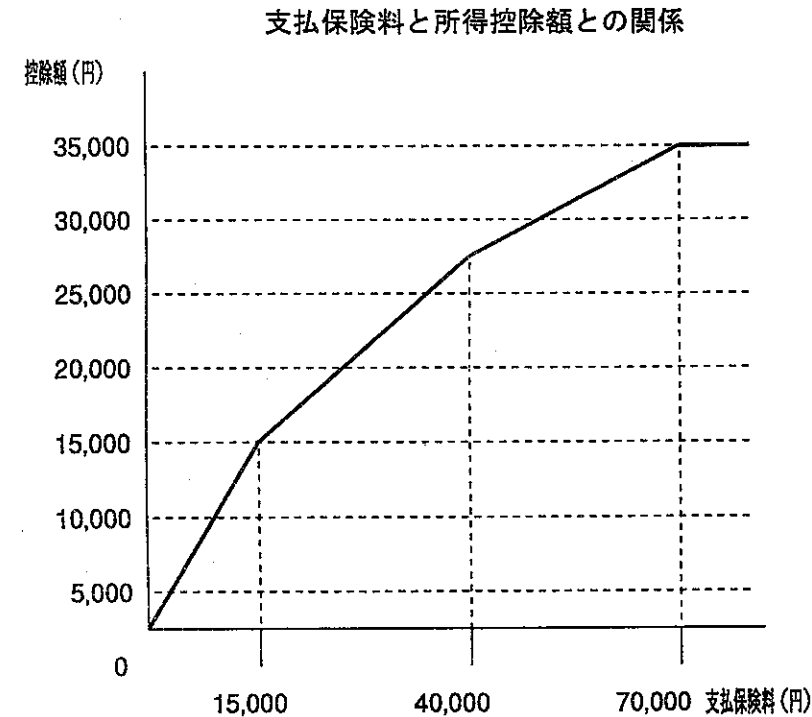
2 民間給与所得者の平成5年以降及び申告所得者の平成2年以降については、一般の生命保険料控除の適用状況である。

生命保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高35,000円まで「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高35,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



（注）所得税については、それぞれ最高50,000円まで所得控除できる。

2 生命保険料控除の適用状況の累年比較

区 分	納税義務者数	控除適用者数	適用割合
	万人	万人	%
平成2年度	4,569	3,565	78.0
3	4,768	3,599	75.5
4	4,917	3,606	73.3
5	5,046	3,610	71.5
6	5,100	3,562	69.8
7	5,105	3,480	68.2
8	5,171	3,457	66.9
9	5,245	3,445	65.7
10	5,246	3,421	65.2
11	5,232	3,366	64.3

（備考）

- 「市町村税課税状況等の調」（自治省税務局）による。
- 控除適用者数については、一般の生命保険料控除の適用状況である。

個人の生命保険に係る課税の国際比較(未定稿)

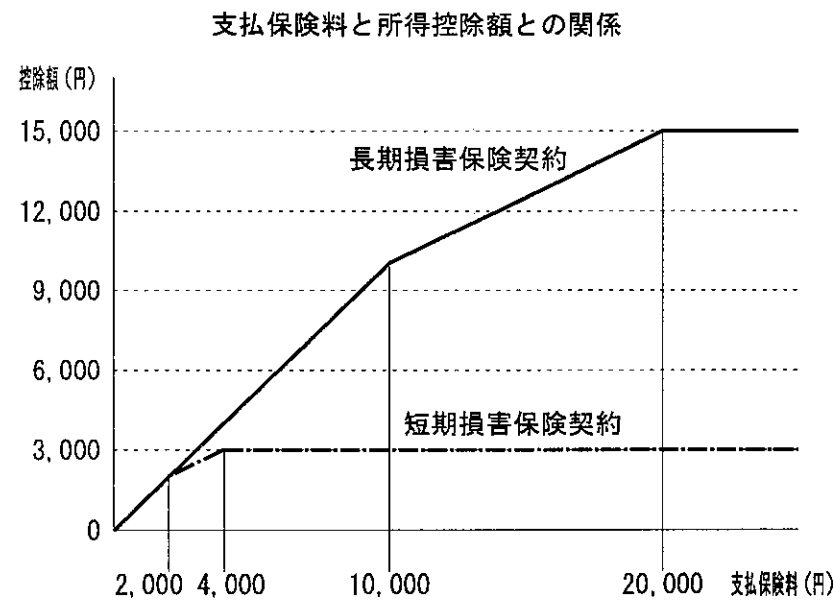
	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人掛金	一般の生命保険料 控除・・・上限5万円 (住民税 3.5万円) 個人年金保険料控 除・・・上限5万円 (住民税 3.5万円)	控除なし	控除なし(注1)	社会保険料、個人 年金の掛金等と併せ て、概算又は実額に よる一定の所得控除 が認められる。	控除なし(注2)
保険金					
(1) 年金給付	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税
(2) 一時金給付	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	非課税	非課税(注3)	拠出相当額を除い て課税

- (注) 1. イギリスでは、1984年3月31日以前に契約された一定の生命保険については、掛金の軽減措置がある。
2. フランスでは、1995年及び1996年の所得に係る税額に応じて定められる期日以前に契約された一定の生命保険に限り控除が認められる。
3. ドイツでは、契約期間が12年以下の保険契約については課税。

損害保険料控除

1. 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高 3,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



(備考) 長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

(注) 住民税については、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高2,000円まで所得控除できる。

2 損害保険料控除の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	控除適用者数	適用割合
民間 給与 所得者		万人	万人	%
	平成元年	3,197	1,256	39.3
	2	3,295	1,317	40.0
	3	3,422	1,383	40.4
	4	3,481	1,420	40.8
	5	3,593	1,479	41.2
	6	3,650	1,537	42.1
	7	3,606	1,509	41.8
	8	3,688	1,553	42.1
	9	3,701	1,601	43.3
	10	3,265	1,418	43.4
申告 納税者		万人	万人	%
	平成元年	797	473	59.4
	2	855	506	59.2
	3	856	510	59.6
	4	858	522	60.8
	5	843	516	61.3
	6	822	513	62.4
	7	802	495	61.8
	8	824	511	62.0
	9	827	515	62.3
	10	622	401	64.4

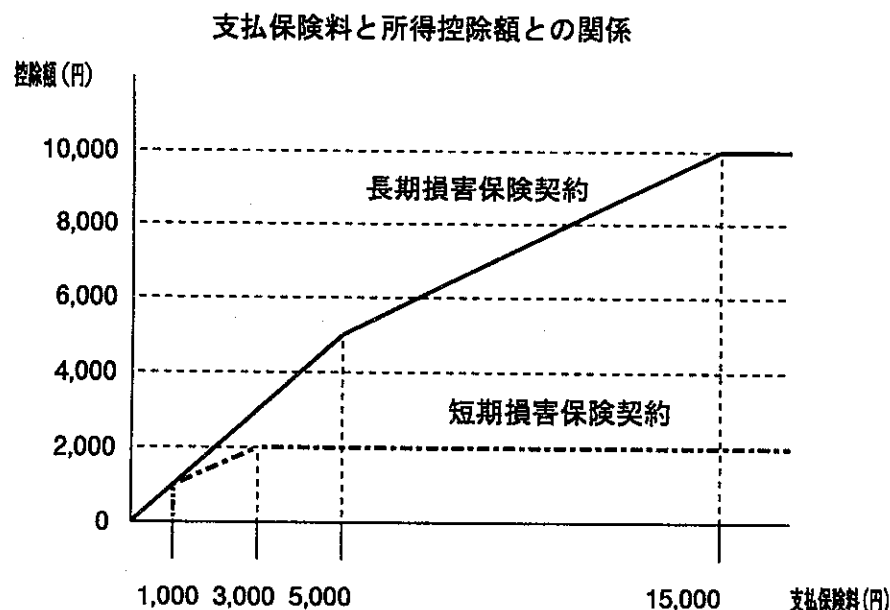
(備考) 「民間給与の実態」「申告所得税の実態」(国税庁)による。

(参考) 持家比率(住宅統計調査(総務庁・10年) 60.3%

損害保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高 2,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



（備考）長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

（注）所得税については、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高3,000円まで所得控除できる。

2 損害保険料控除の適用状況の累年比較

区 分	納税義務者数	控除適用者数	適用割合
	万人	万人	%
平成3年度	4,768	2,089	43.8
4	4,917	2,157	43.9
5	5,046	2,236	44.3
6	5,100	2,286	44.8
7	5,105	2,302	45.1
8	5,171	2,338	45.2
9	5,245	2,384	45.5
10	5,246	2,401	45.8
11	5,232	2,396	45.8

（備考）

- 「市町村税課税状況等の調」（自治省税務局）による。
- 個人住民税の損害保険料控除は、平成3年度に創設（所得税は昭和39年創設）されたものである。

個人の損害保険に係る課税の国際比較(未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人掛金	短期契約は3千円 (住民税2千円)、 長期契約は1万5千 円(住民税1万円) を限度として所得控 除 (損害保険料控除)	控除なし	控除なし	社会保険料、個人 年金の掛金等と併せ て、概算又は実額に よる一定の所得控除 が認められる。 (注2)	控除なし
保険金					
(1) 損害保険金	非課税	損害と同額の給付 金については非課税	非課税(注1)	非課税	非課税
(2) 満期保険金	保険金から合計拋 出額を控除した額に 課税	保険金から合計拋 出額を控除した額に 課税	満期保険金は存在 しないため問題とな らない。	保険金から合計拋 出額を控除した額に 課税	満期保険金は存在 しないため問題とな らない。

(注) 1. イギリスでは、絵画・ヨットのような高額なものが保険の対象となっている場合には、「保険金－損害額」に対して、キャピタル・ゲイン税が課税される。

2. ドイツにおいては、原則として動産・建物等の対物にかかる保険に関しては控除されない。

少額貯蓄非課税制度等の概要

区 分	対 象	内 容	非課税限度額	1人当たり貯蓄額
勤労者財産形成住宅貯蓄の 利子所得等の非課税	勤労者	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上	元本550万円	145.5万円 (11年3月末)
勤労者財産形成年金貯蓄の 利子所得等の非課税	勤労者	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成年金貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上 ・据置期間5年以内 ・年金支払期間5年以上	元本550万円 〔生命・損害保険 等は385万円〕 (注)勤労者財産形成住宅貯蓄と併せて 550万円	192.2万円 (11年3月末)
老人等の少額貯蓄非課税制度 (マル優)	老人等	預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託の利子等	元本350万円	196.4万円 (10年3月末)
老人等の少額公債非課税制度 (特別マル優)	老人等	国債及び公募地方債の利子	額面350万円	163.8万円 (10年3月末)
老人等の郵便貯金非課税制度	老人等	郵便貯金の利子	元本350万円	280.3万円 (11年3月末)

- (備考) 1. 「老人等」とは、65歳以上の人、障害者、遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている者等をいう。
2. 65歳以上の高齢者夫婦世帯では、元本総額 2,100万円 $((350+350+350) \times 2)$ までの預貯金の利子が非課税となる。
3. 昭和63年4月に少額貯蓄・少額公債・郵便貯金の各非課税制度が、現行の老人等に対する利子非課税制度に改組された。

非課税貯蓄の状況

区 分	老人等 少額預金	老人等 少額公債	老人等 郵便貯金	勤労者財産形成 住宅（年金）貯蓄
非課税貯蓄残高 （10年3月末） （A）	億円 302,117	億円 37,032	億円 338,405 〔元金総額 約 269,000億円〕	億円 87,027 〔住宅 41,967億円〕 〔年金 45,060億円〕 （11年3月末）
利 用 人 員 （B）	万人 1,538 （10年1月末）	万人 226 （10年1月末）	万人 1,268 （10年3月末）	万人 528 〔住宅 218万人〕 〔年金 310万人〕 （11年3月末）
1人当たり 貯蓄額 （A）／（B）	196万円	164万円	267万円 〔元金ベース〕 212万円	165万円 〔住宅 192万円〕 〔年金 146万円〕 （11年3月末）

〔老人1人当たりの非課税貯蓄額〕

○ 65歳以上の総人口（平成10年4月1日現在）

2,023万人

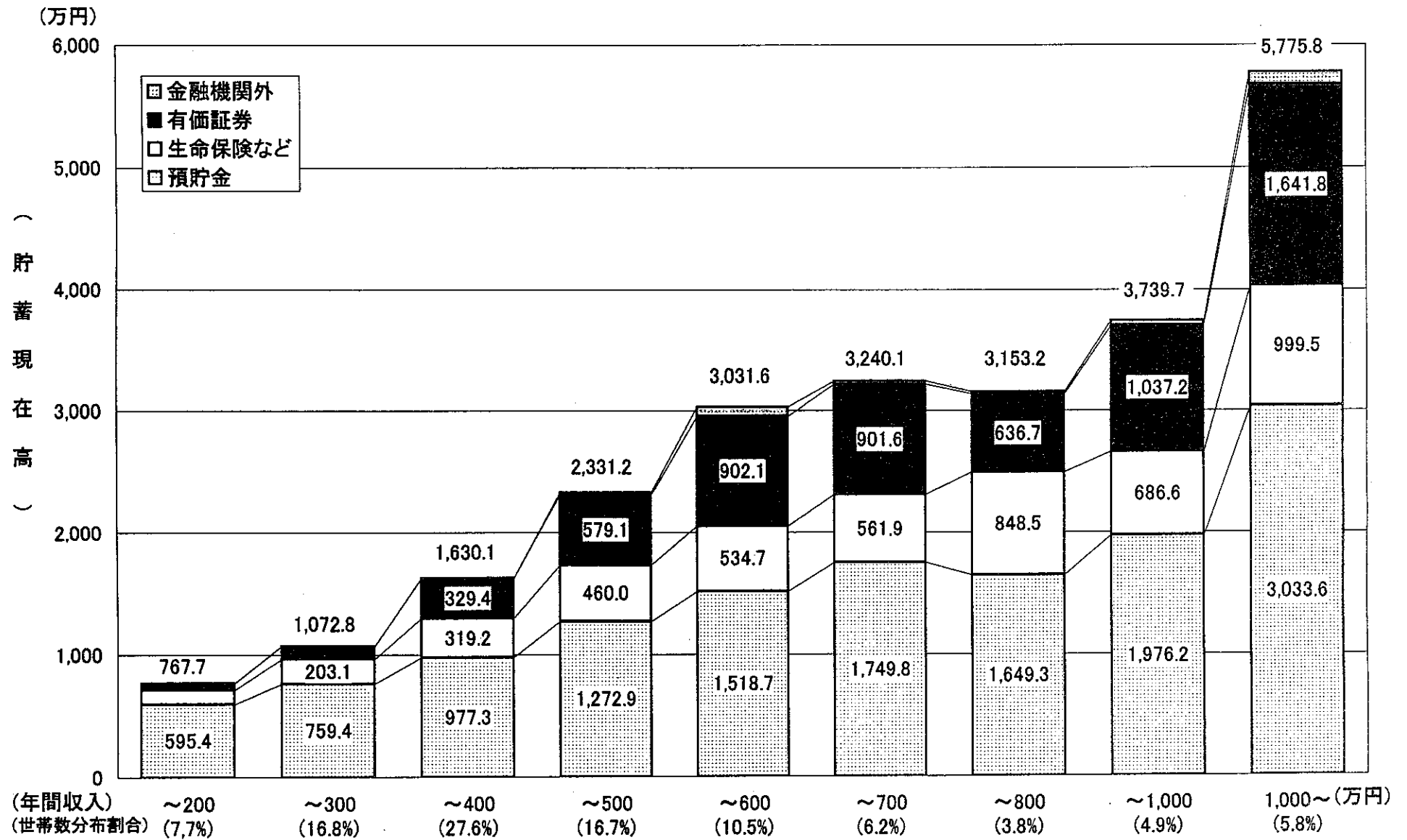
○ 非課税貯蓄残高（平成9年度末）

677,554億円

→ 1人当たり 335万円

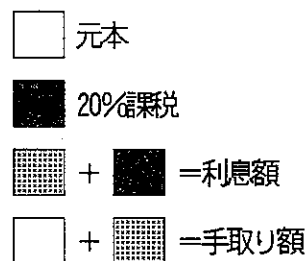
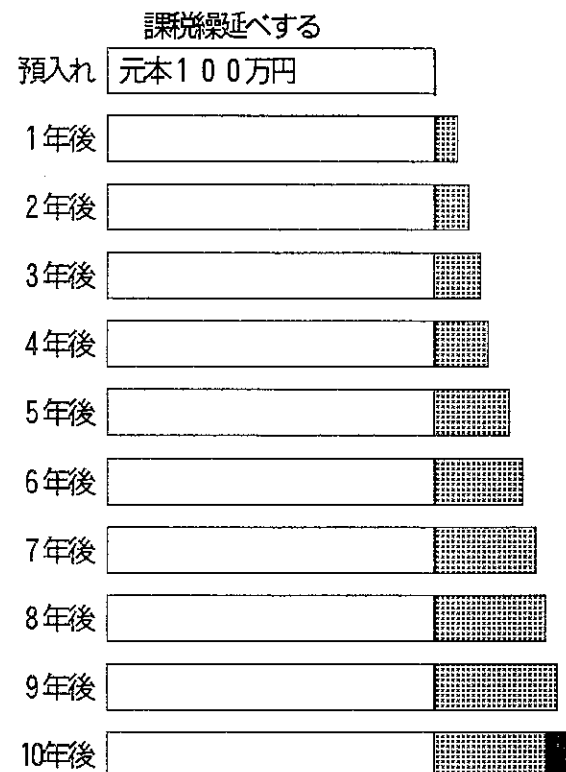
（注）老人等非課税貯蓄制度の対象者は、65歳以上の者のほか、障害者等も対象とされている。

高齢者夫婦世帯の年間収入階級別貯蓄現在高状況

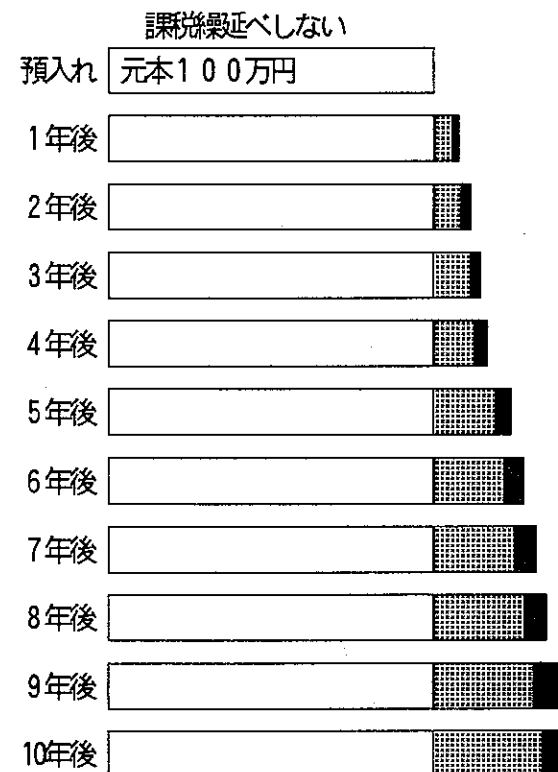


(備考)「全国消費実態調査 特定世帯編(総務庁 平成6年)」第43表による。

課税繰延べのしくみ（金利 5 %の場合）



（注） 課税繰延べしない場合の税額は、先取り金利分を含む。



毎年の利子を貯めていき、受け取るときに貯まった利子の20%を税金として納付するのが課税繰延べする方法。課税繰延べをしないと毎年、利子の20%を納付するか、又は利子課税額の孫利子分について満期時に受け取る利子に係る税率を調整することとなる。

○ 租税特別措置による減収額(26,540億円)の内訳(平成12年度ベース)

所得税 16,900億円(63.7%)				法人税 7,540億円(28.4%)		その他
住宅ローン控除	生・損保控除	老人マル優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(21.1%)	(10.4%)	(24.7%)	(7.5%)	(11.8%)	(16.6%)	(7.9%)
5,590億円	2,770億円	6,560億円	1,250 億円	3,140億円	4,400億円	2,100億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収(+7,580億円)がある。

青色申告特別控除
(2.8%)
730億円

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(11,420億円)の内訳(平成12年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (36.0%) 4,110				法人住民税 (10.8%) 1,230	事業税 (22.0%) 2,510	固定資産税 (31.2%) 3,570
生命保険料・損害保険料控除 (9.3%) 1,060	老人マル優等 (19.2%) 2,190	青色申告特別控除 390	その他 470 (3.4%)	(10.8%) 1,230 (4.1%)	(15.2%) 1,730	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (6.8%) 780

- (注) 1 交際費課税の特例による増収分3,660億円は含まれていない。
 2 公共・公益法人等に係る固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
 3 住宅用地に係る固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

金融市場の概要

		平成11年3月末残高		平成元年3月末残高			
金融市場	長期金融市場	債券市場	長期国債	273.7兆円	↑	153.4兆円	
			地方債	13.5兆円	↑	6.9兆円	
			政府保証債	21.2兆円		19.5兆円	
			金融債	57.2兆円		54.3兆円	
			普通社債	46.0兆円	↑	9.9兆円	
			転換社債・新株引受権付社債	13.1兆円		14.0兆円	
			円建外債	9.3兆円	↑	4.7兆円	
			債券市場計 (434.0兆円)		(262.7兆円)		
	短期金融市場	オープン市場	割引短期国債 (TB)	17.6兆円	↑	2.4兆円	
			政府短期証券 (FB)	3.9兆円		1.0兆円	
			コマーシャル・ペーパー (CP)	15.9兆円	↑	9.1兆円	
			債券現先	15.9兆円	↑	8.2兆円	
			債券レポ (現金担保付債券貸借)	39.4兆円	↑	—	
			譲渡性預金 (CD)	43.0兆円	↑	18.3兆円	
			インターバンク市場	コール	31.9兆円	↑	21.2兆円
				手形	11.3兆円		18.0兆円
		株式市場		343.0兆円	↓	520.7兆円	

注 地方債は市場公募分、政府保証債はシ団引受分。

株式市場の数字は、8取引所及び店頭登録市場の時価総額。

FBについては市中残高。FBの期間は原則として60日。

主要国における国債利子に係る課税関係

未定稿

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
居 住 者 ・ 内国法人	20% (国税15%、地方税5%) の税率による源泉徴収	納税者番号の開示により総合課税 (注) 納税者番号を開示しない等 の場合には、31%の税率に よる裏打ち源泉徴収あり	総合課税 (原則源泉徴収なし) (注) 受領者情報は税務当局に送 付される。	総合課税 (30%の税率による源 泉徴収あり。店頭で利札を持参し た場合、35%の源泉徴収) (注) 必要経費控除後、3千マルク (約20.1万円) までの貯蓄者控 除あり	(a) 総合課税 (源泉徴収なし) 又は (b) 25%の税率による源泉分離課 税の選択 (注) 受領者情報は税務当局に送 付される
非居住者 ・ 外国法人	15%の税率による源泉分離課税 一括登録国債の利子は、本人確認 の上で非課税	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税	登録国債利子は、本人確認の上で 非課税 現物債 (過去に発行) は20%の 源泉徴収	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税 (利札を店頭で持参した場合、35 %の税率で源泉徴収)	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税
そ の 他	現物債あり	1983年より現物債なし	1987年より現物債なし	1972年より現物債なし (連邦長期国債)	1984年より現物債なし
	・ ブック・エントリー ・ その他登録債	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー

利付国債及びTB・FBに係る課税関係

利付国債

(平成 11 年度改正前)

(平成 11 年度改正後)

非居住者
外国法人

- 利払時に15%の源泉分離課税

- 振替決済制度の下で一括登録された国債の利子に対する源泉徴収の免除(非課税)
(平成 11 年9月 1 日以後に開始する利子計算期間の利子について適用)
- 本人確認、支払調書制度等の整備

居住者
内国法人

- 利払時に20%の源泉分離課税
- 利払時に20%の源泉徴収(申告時に期間按分控除)

- 同左

指定金融機関等
公共法人等

- 源泉徴収なし(個別登録国債・振替決済国債)
- 源泉徴収なし(個別登録国債・振替決済国債等)

- 源泉徴収免除の対象から個別登録国債の利子を除外
(平成 13 年1月1日以後にその計算期間が開始する国債利子について適用)

TB・FB

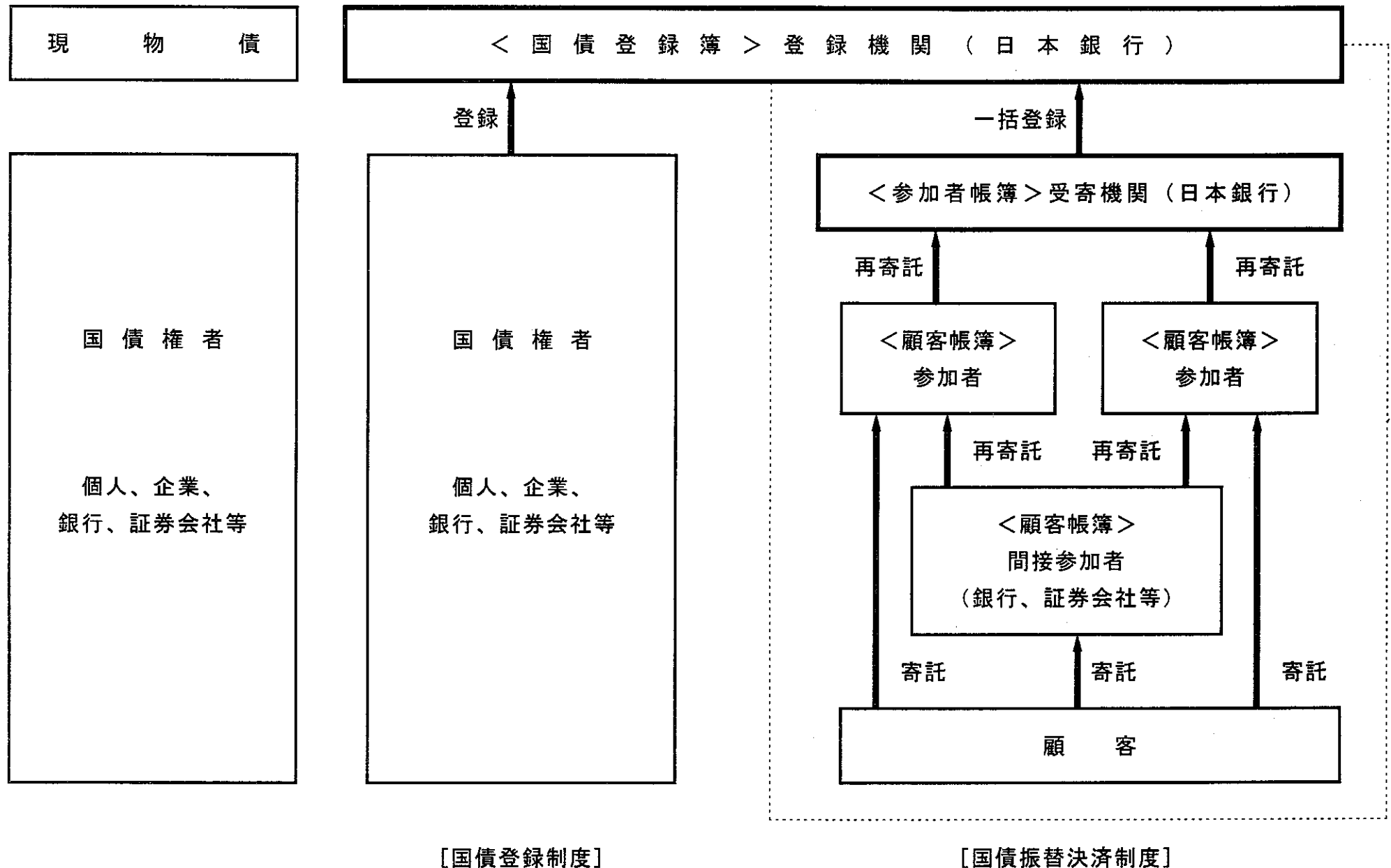
- 発行時に源泉徴収(18%)

- 外国中銀 取得時に全額還付
- 外国法人 償還時に全額還付
- 内国法人 申告時に通期控除

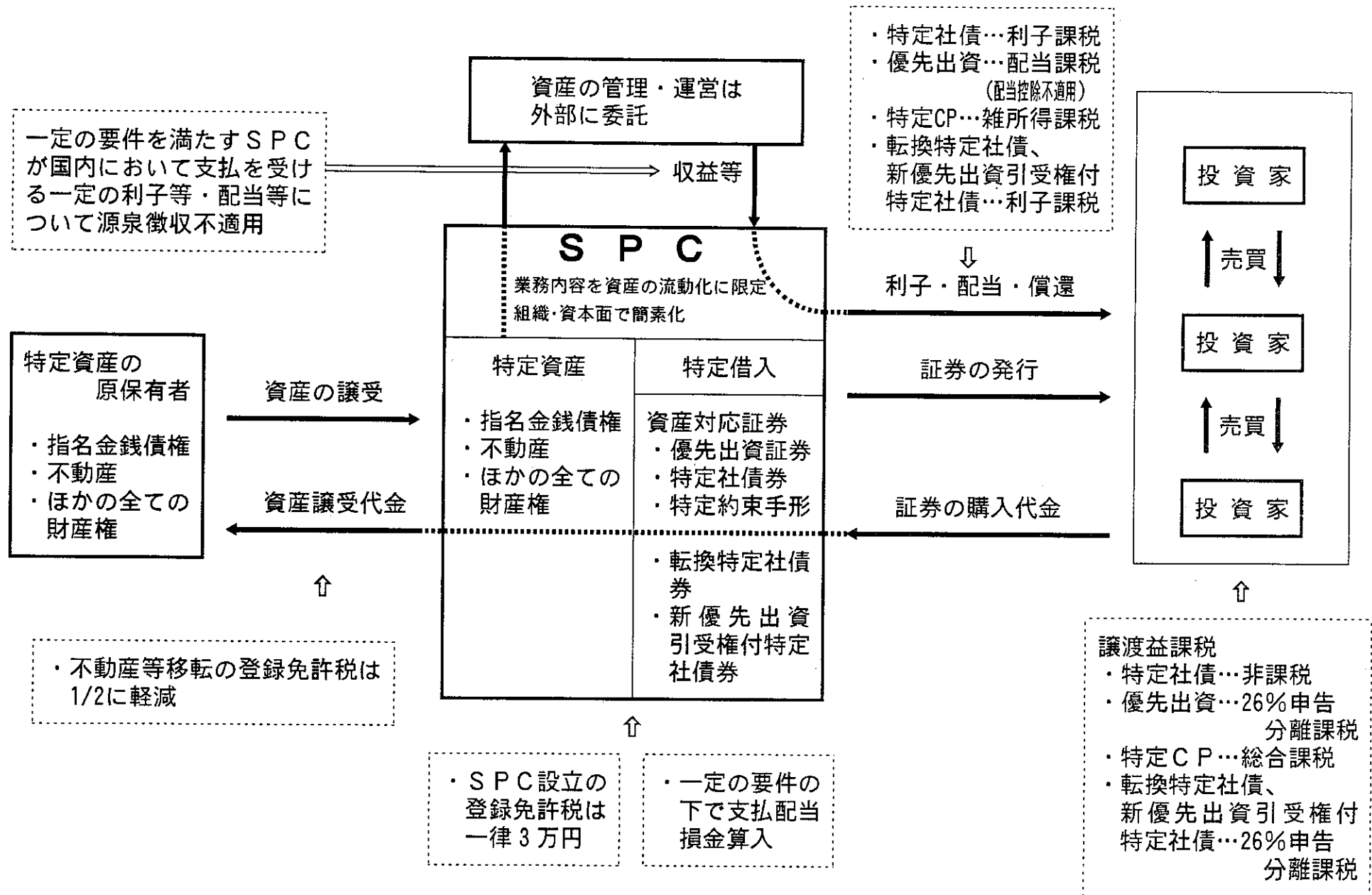
(注)上記の措置は、いずれも発行時から償還時までの期間を通じて振替決済制度内で一括登録されていたものに限る

- TB・FB (その発行されるもののすべてが発行と同時に振替決済制度内で一括登録されるものに限る)については、発行時の源泉徴収を免除
(平成 11 年4月 1 日以後に発行されるTB・FBについて適用)
- 本人確認、支払調書制度等の整備

国債登録制度と国債振替決済制度の基本的仕組み

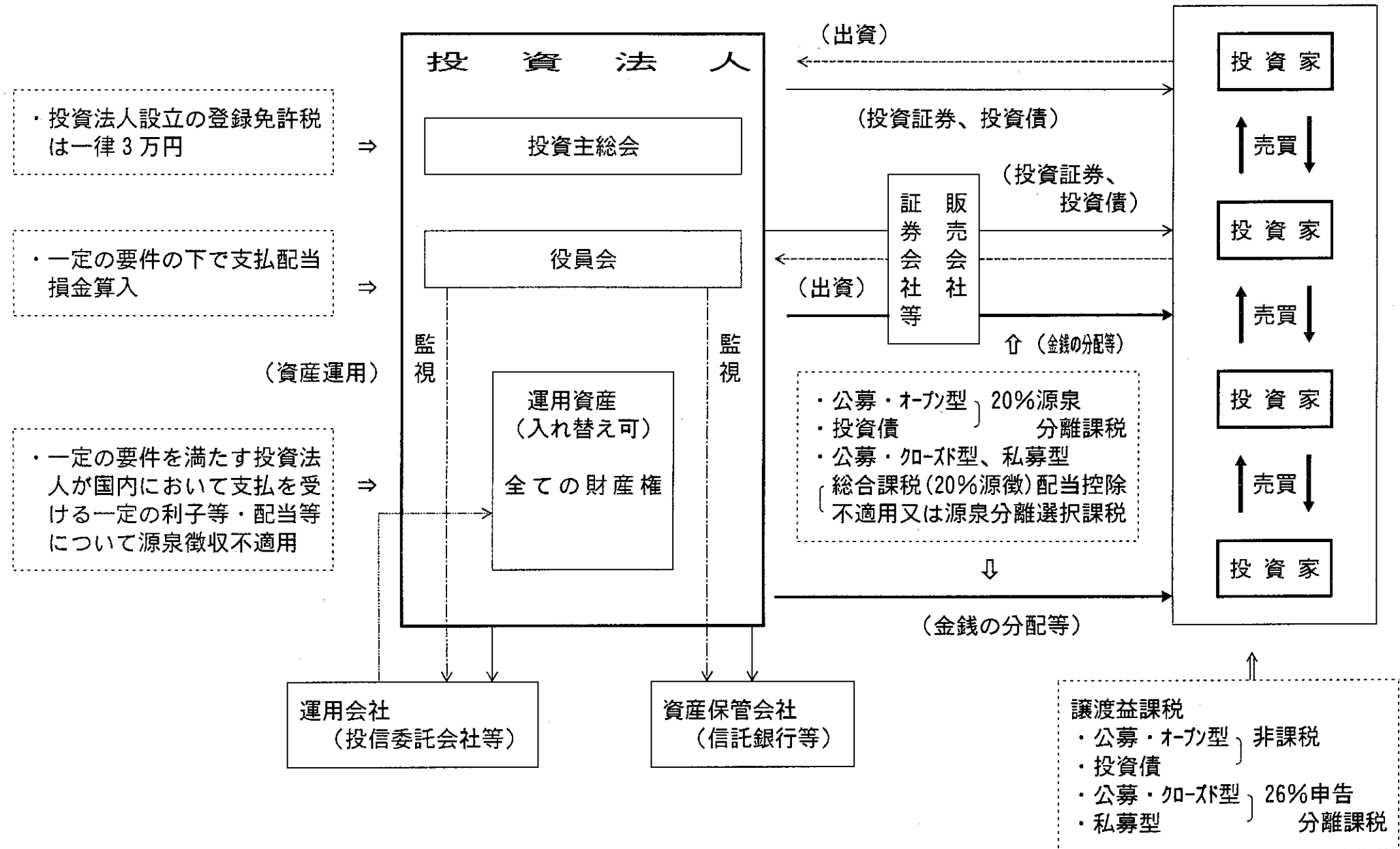


特定目的会社（SPC）の流動化対象資産の拡大等に伴う税制上の措置（案）



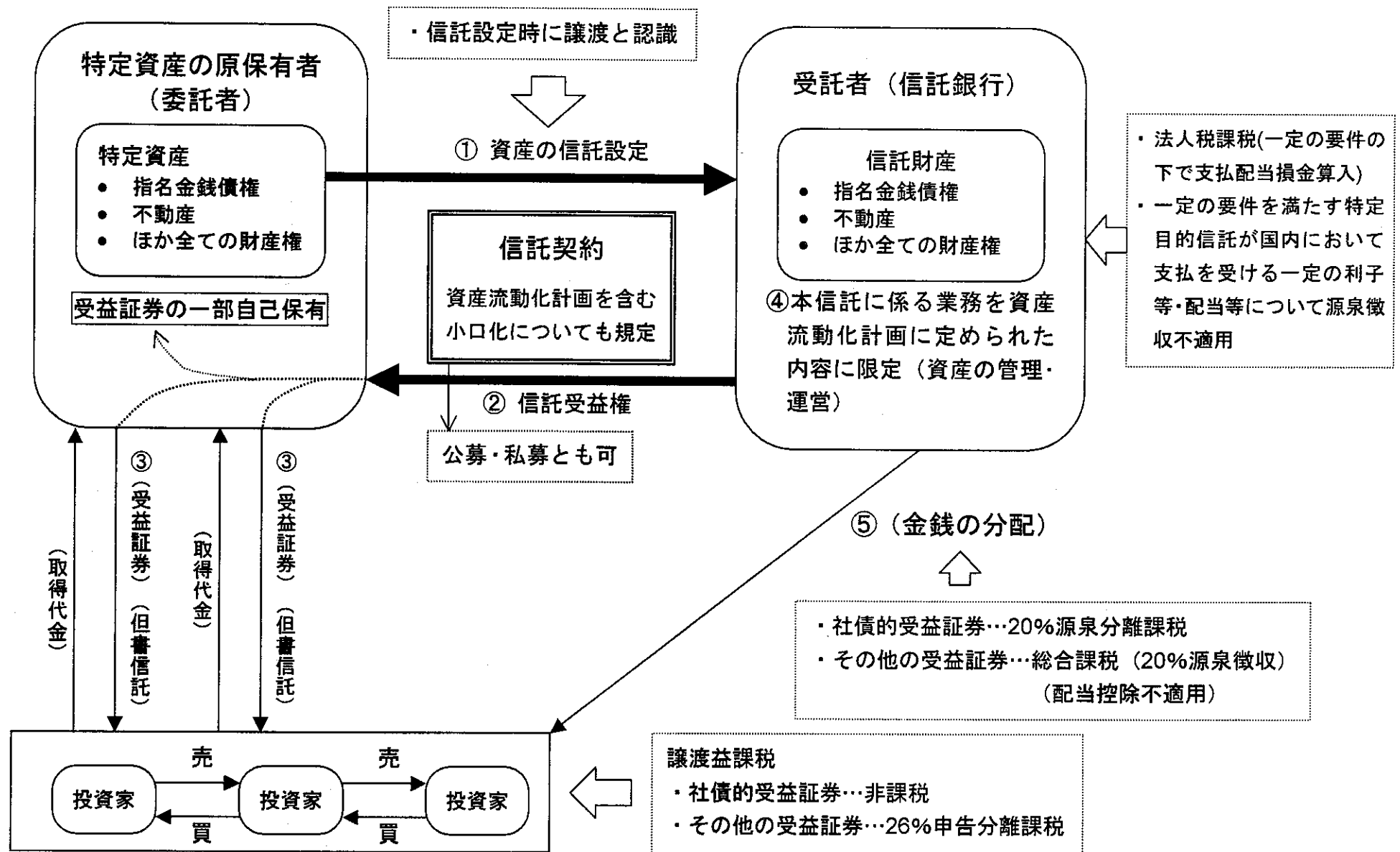
（注）分離課税の税率は、地方税を含む。

証券投資法人（改正後投資法人）の運用対象資産の拡大等に伴う税制上の措置（案）

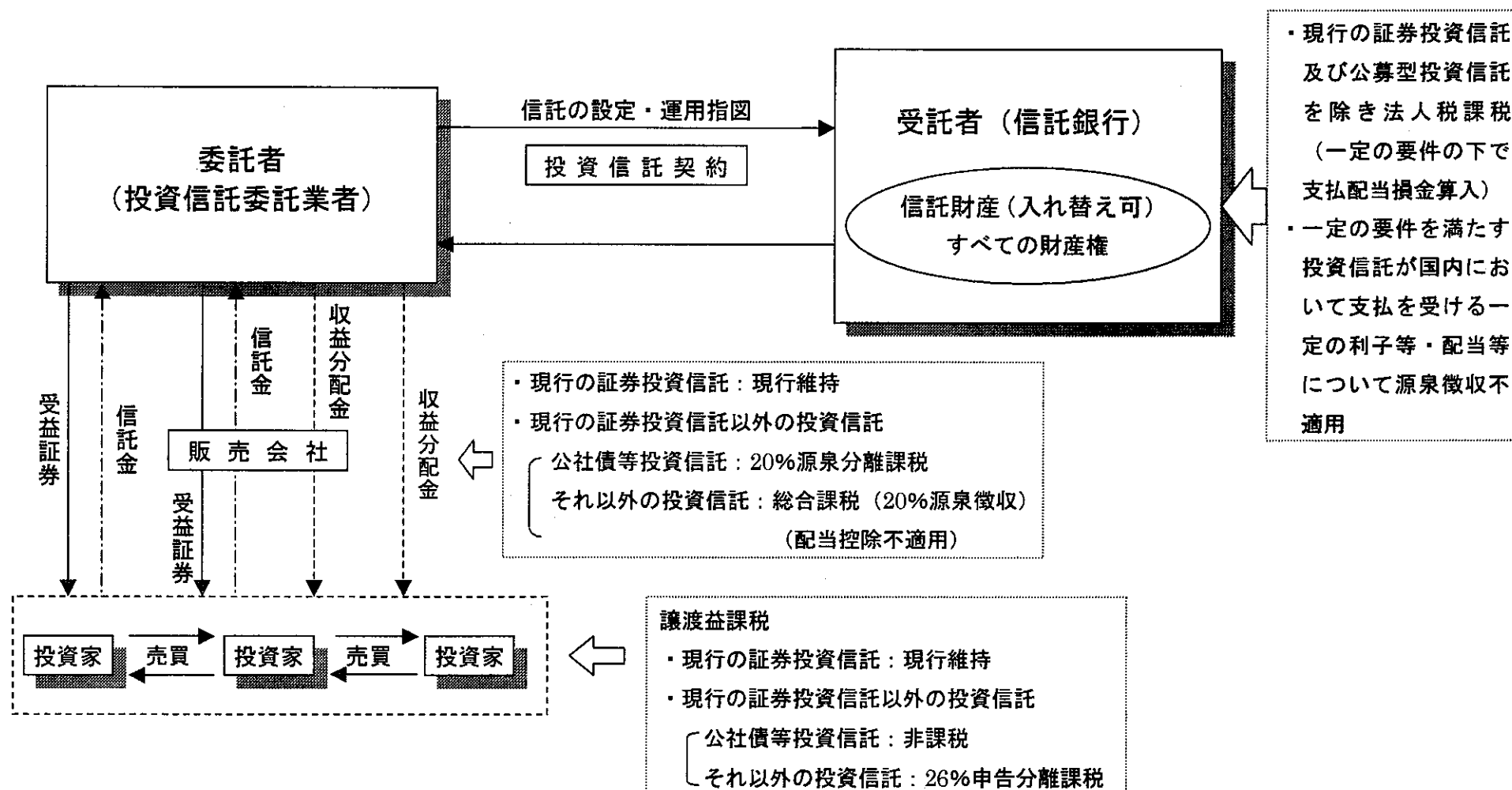


(注) 分離課税の税率は、地方税を含む。

特定目的信託の創設に伴う税制上の措置（案）

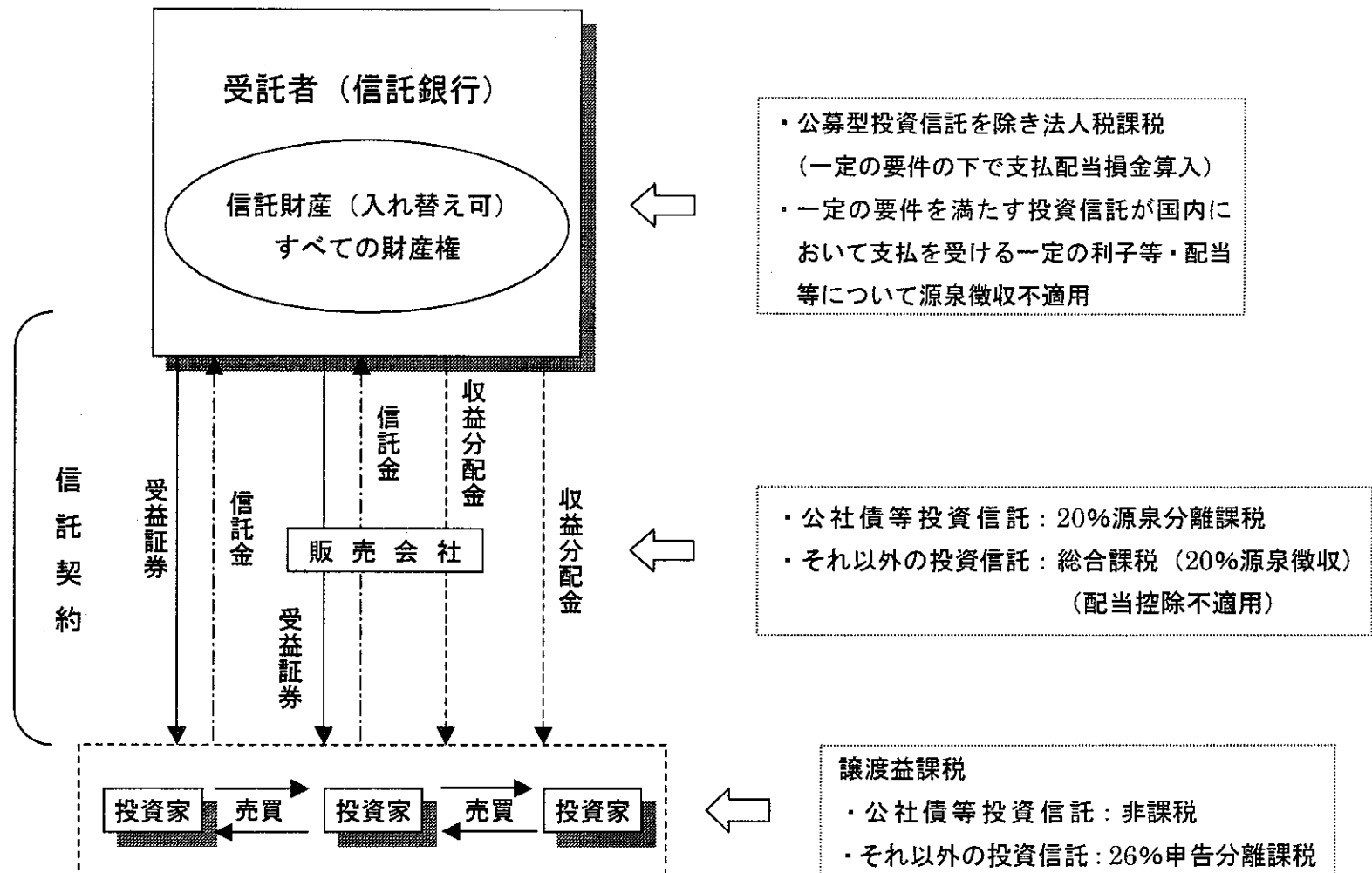


投資信託（委託者指図型）の創設に伴う税制上の措置（案）



（注） 分離課税の税率は、地方税を含む。

投資信託（委託者非指図型）の創設に伴う税制上の措置（案）



（注） 分離課税の税率は、地方税を含む。

〔 新たな金融商品取引 〕

金融派生商品（デリバティブ）

先物、スワップ、オプション

証 券 化
流 動 化

SPV（特別目的会社、信託等）

仕 組 み 金 融
（ストラクチャード・ファイナンス）

集合投資スキーム

電 子 化

複雑化
多様化

〔 租税回避の観点からの論点 〕

課 税 繰 延

所 得 帰 属 主 体 の 変 更

所 得 源 泉 地 の 転 換

所 得 種 類 の 転 換

実 態 把 握 の 困 難

※SPV：special purpose vehicles

土地の譲渡に係る課税譲渡所得の計算方法

譲 渡 価 額			
取 得 費	譲 渡 費 用	特 別 控 除	課 税 譲 渡 所 得



売却した土地や建物を買入れたときの購入代金（建物は減価償却費相当額控除後の金額）や購入時の仲介手数料などの合計。



土地や建物売るために直接支出した費用で、次のようなもの。

- ① 仲介手数料
- ② 測量費用
- ③ 立退料
- ④ 建物を壊して土地を売ったときの取壊し費用など



〔一般の場合〕

長期譲渡所得 100万円

短期譲渡所得 なし

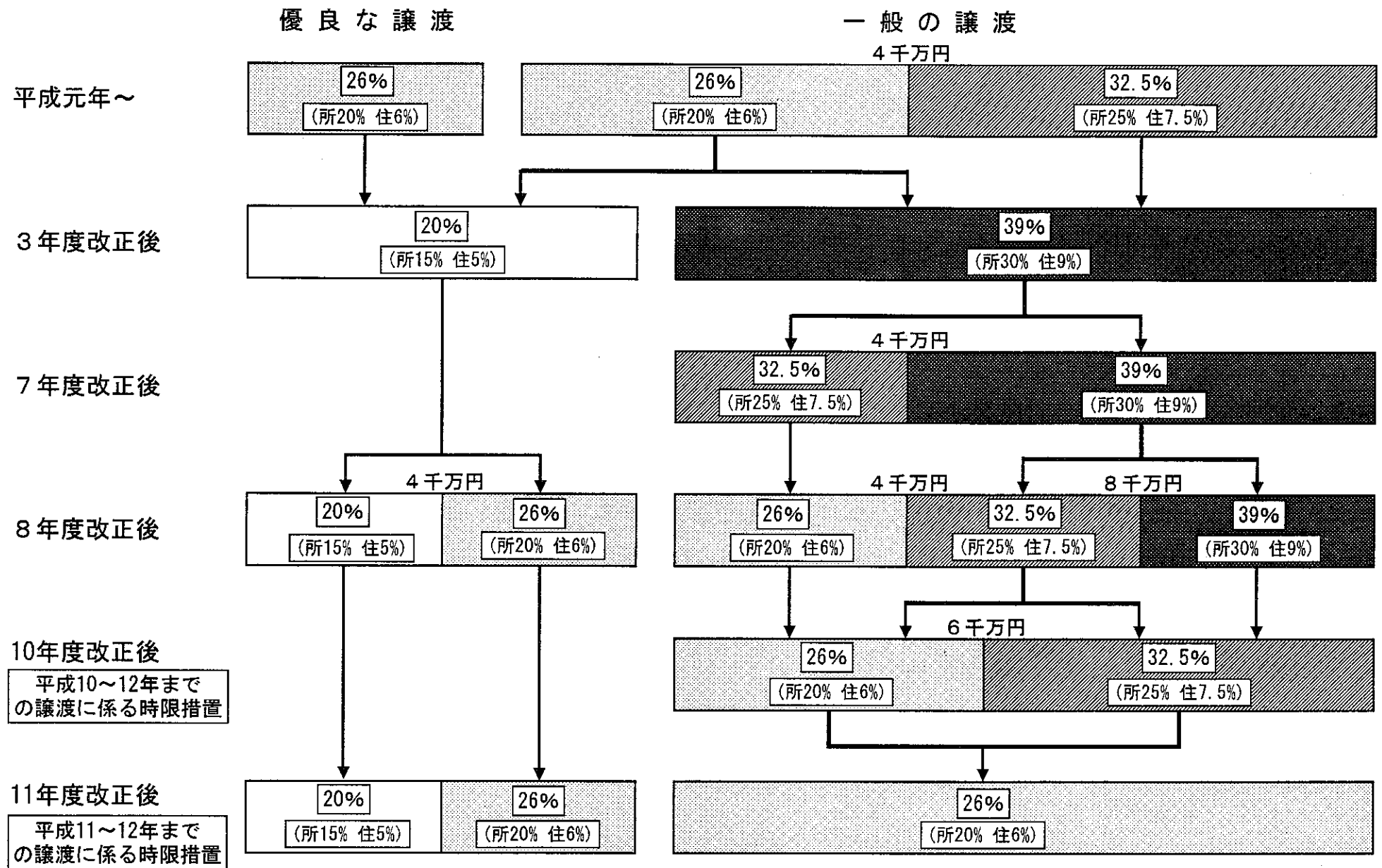
〔特別の場合〕

○自分が居住する家屋と土地の売却 …… 3,000万円

○収用 …… 5,000万円

○その他（2,000万円、1,500万円、800万円控除）

個人の土地譲渡益課税の変遷



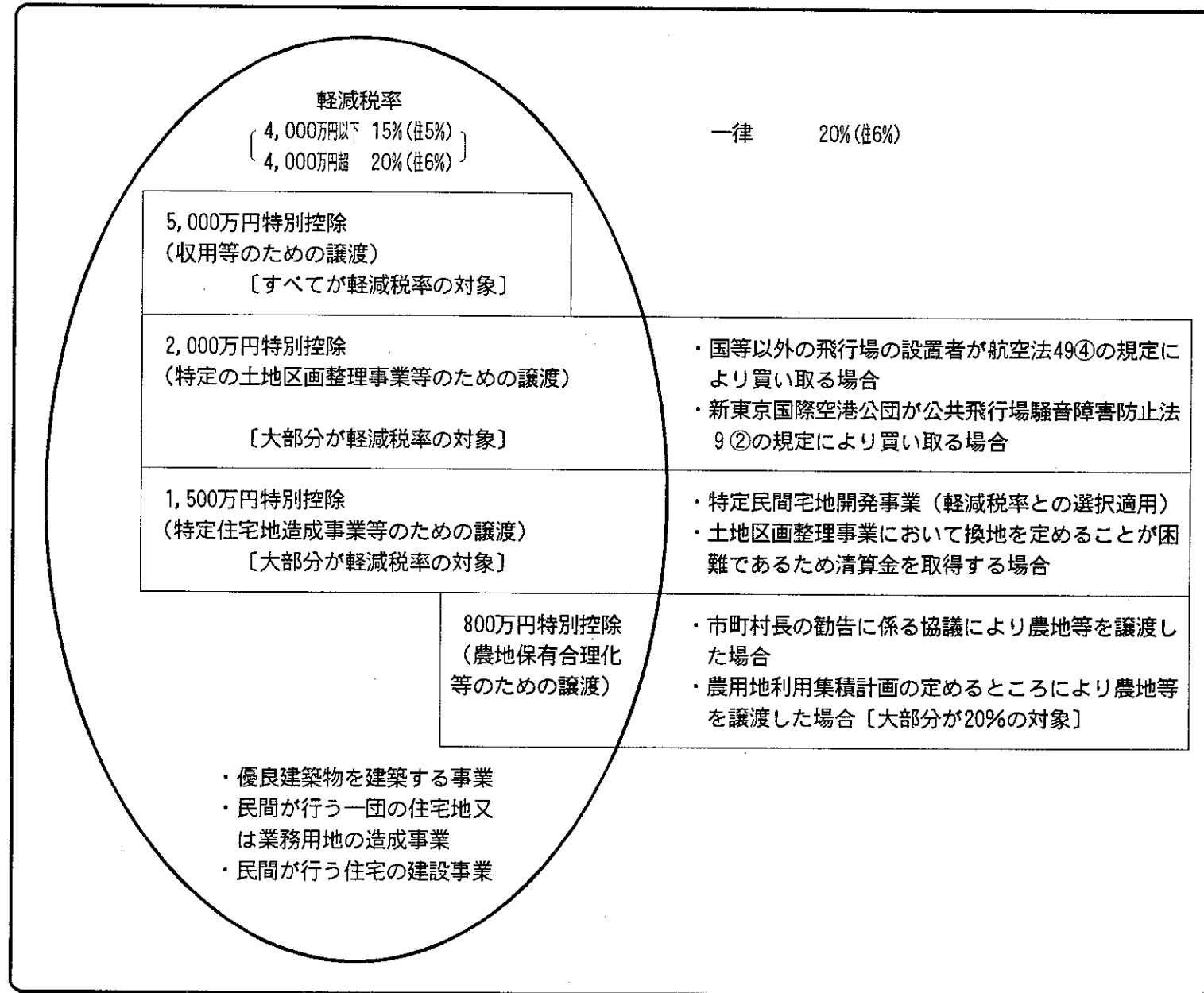
(注) 優良な譲渡：優良住宅地の造成等のための譲渡

土地の譲渡所得の課税状況（10年分）

譲 渡 価 額 (19.6 兆円)		
取 得 費 ・ 譲 渡 費 用 (8.7 兆円)	譲 渡 益 (10.9 兆円)	
	特 別 控 除 等 (7.1 兆円)	課 税 譲 渡 所 得 (3.8 兆円)
		軽 減 適 用 (0.9 兆円) 一 般 適 用 (2.9 兆円)

(備 考) 主 税 局 調 べ

土地譲渡益課税（特別控除と税率）



土地基本法〔平成元年法律第84号〕（抄）

（土地についての公共の福祉優先）

第2条 土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に係る特性を有していることにかんがみ、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。

（適正な利用及び計画に従った利用）

第3条 土地は、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるものとする。
2 土地は、適性かつ合理的な土地利用を図るため策定された土地利用に関する計画に従って利用されるものとする。

（投機的取引の抑制）

第4条 土地は、投機的取引の対象とされてはならない。

（価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担）

第5条 土地の価値がその所在する地域における第2条に規定する社会的経済的条件の変化により増加する場合には、その土地に関する権利を有する者に対し、その価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、第2条から前条までに定める土地についての基本理念（以下「土地についての基本理念」という。）にのっとり、土地に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。
2 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、土地についての基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（税制上の措置）

第15条 国及び地方公共団体は、土地についての基本理念にのっとり、土地に関する施策を踏まえ、税負担の公平の確保を図りつつ、土地に関し、適正な税制上の措置を講ずるものとする。

（公的土地評価の適正化等）

第16条 国は、適正な地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常な価格を公示するとともに、公的土地評価について相互の均衡と適正化が図られるように努めるものとする。